

社団法人日本形成外科学会の会員は、定款に定められた目的の達成につとめ、日本国憲法を始め、医師法、歯科医師法、医療法、著作権法その他の関係法規のほか、本法人の定款、規則、制度、会告に従わなければならない。いやしくもこれに反して、本法人の名誉を傷つけ、あるいは会員としての下記の綱領に違反することがあってはならない。

## (社) 日本形成外科学会 倫理綱領

(63年4月8日制定)

1. 会員は、みずから社会秩序を重んじ、道徳の模範となり、患者に対しては誠意をもって信頼に応えなければならない。
1. 会員は、本法人の会誌、学術集会、講習会その他において容認される医療を行わなければならない。特に、患者に不利益になると予想される手段・方法を用いてはならず、また社会通念上不当な料金を課してはならない。
1. 会員は、各種刊行物・大衆伝達において、医師としての品位を傷つけ、真実を欠き、あるいは誤解を招く記載や言動があってはならない。また、正当な理由なく他の医師を中傷・誹謗してはならない。

付. 医療法、雑誌広告掲載基準に関して、註釈を参照のこと。

医療法、雑誌広告掲載基準に関する註釈は、本学会会員名簿（1988年版）の末尾、250～252頁をご参照下さい。

また、著作権の問題、ことに著作物の引用、あるいは複写・複製について、本学会会誌8巻190～195頁、1988をご覧下さい。